

三島市立山田中学校いじめ防止等の基本方針

平成26年5月策定

平成 28 年 2 月 取組み内容及び年間計画一部改正

平成 28 年 9 月 取組み内容一部改正

平成30年 9 月 取組み内容一部改正

令和 3 年 4 月 取組み内容一部改正

令和 4 年 4 月 取組み内容一部改正

令和 5 年 5 月 取組み内容一部改正

令和 6 年 8 月 取組み内容一部改正

令和 7 年 8 月 取組み内容一部改正

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものを行う。

I いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめとは、「当該生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて 行われるものを含む。）」であり、起こった場所は学校の内外を問わず、判断はいじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「生徒等は、いじめを行ってはならない」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの生徒たちにもどの学校にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒等はいない」という共通認識に立ち、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(2)学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1)いじめ問題に取り組むための組織

①「いじめ防止対策委員会」

(ア)いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、各学年生徒指導担当、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、隔週1回開催する校内生徒指導・教育相談連絡会、主任会を小委員会として開催し、年数回本委員会を定期的に開催する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含め、委員会を開催する。

(イ)下記に取り組む

- ・いじめ対策の体制整備及び取組・進捗状況の確認・定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析（Q-Uの実施と分析）
- ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導及び支援
- ・いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断によって、重大事態の調査等を行う。
- ・その他いじめ防止に関わること

②「生徒指導・教育相談連絡会」

- ・管理職、生徒指導主事、学年生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭により隔週1回、生徒の情報交換を行い、「いじめ防止対策委員会」に伝えるとともに、取り上げた方がよい事案がある場合は教員の招集を求める。

③「生徒指導情報交換」

- ・生徒指導研修会および職員会議の中で、全教職員で該当する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

④「山田中学校いじめ防止対策委員会」

- ・いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議員等による「山田中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初と年度末に学校運営協議会、PTA運営委員会の中で開催し、その他必要に応じて、招集する。

(2)いじめの未然防止のための取組

①生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア)一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての生徒が授業に参加できる、活躍できる等「わかる授業」づくり
- ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(イ)「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・「青峰祭体育の部」「青峰祭文化の部」などの学校行事と花植えボランティアなどの地域ボランティア活動を通して、人と地域社会との関わりを豊かにする。

- ・生徒会行事や部活動における異学年交流の充実

- ・生徒の主体的な活動を支える専門委員会活動の充実

②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア)いじめに関する生徒集会

生徒が主体となり、いじめをしない・させない・許さない学校作りに向けた集会を企画運営する。

(生徒協議会の活用、運用)

(イ)人間関係づくり・心の健康タイム

人間関係づくりプログラムや心の健康タイムを実施したり、生徒会活動としてよりよい人間関係づくりを推進したりする。

(ウ)道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間に関連づけた指導の充実を図る。

(エ)人権・同和教育の着実な推進

- ・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。

- ・教員自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける。

(オ)情報リテラシー教育、情報モラル教育の推進

- ・情報を正しく活用する能力や情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア)学校便りや懇談会等の機会を利用して、いじめに対する学校の考え方、取組等を周知し、未然防止に向けて家庭や地域に協力を依頼する。
- (イ)関係機関と連携して指導に有効な資料配付や講演会を開催し、スマートフォン等の正しい利用に向けて啓発する。

(3)いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①いじめの早期発見に努める

- (ア)全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。
- (イ)定期的に実施する学年部会や生徒指導連絡会で気になる生徒の情報を共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。また、欠席したり遅刻や早退が多かったりする生徒に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組（電話や家庭訪問等）を実施する。
- (ウ)様子に変化が見られる場合には、教員が積極的にはたらきかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (エ)年4回の「教育相談・いじめアンケート」により、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (オ)実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

②いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア)いじめ問題を発見したり、いじめと思われる事案を把握したりしたときには、学級担任や部活顧問等の個人だけで判断せずに、校長以下全ての教員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの解消にあたる。
- (イ)情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- (ウ)傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- (エ)学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- (オ)いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (カ)いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ)いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア)いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報をを集め指導に生かす。
- (イ)「生徒指導・教育相談連絡会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ)学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題

などの相談窓口の利用も検討する。

④いじめ防止対策の点検・見直しを行う

- (ア) いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。
- (イ) 組織や取組等の見直しが必要な場合は、「三島市いじめの防止等のための基本的な方針」をもとに見直しを検討し、措置を講じる。

3 重大事態への対処

(1)重大事態の定義

①いじめにより、山田中学校に在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺行為、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）

②いじめにより、山田中学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③生徒等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2)重大事態への対応

上のような事態が起こったとき、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会からの判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。

②三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

- ・学校が主体となる場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等）が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ防止対策委員会」はその調査に協力する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

④いじめを受けた生徒及び保護者、いじめに関係する生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、説明する。

- ・調査開始前の事前説明や調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供し、説明（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

⑤調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

(1)いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2)基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

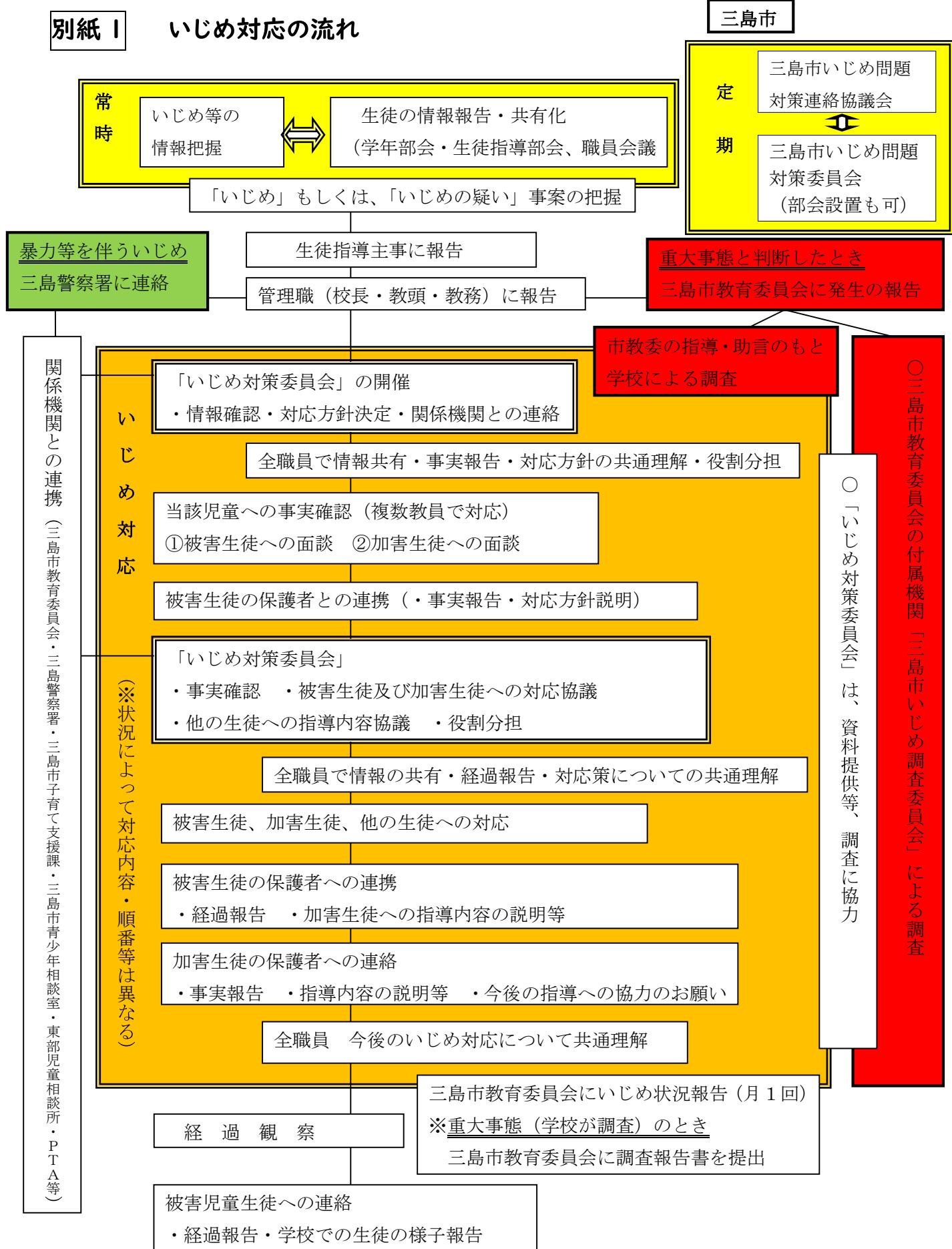
(3)いじめ対応の流れ (別紙1)

(4)いじめ対策の年間計画 (別紙2)

(5)関係機関と相談窓口等 (別紙3)

別紙 I

いじめ対応の流れ



※該当生徒への面談等の記録 (担任・部活動顧問等)

※事案への対応記録、いじめ対策委員会の協議内容等記録 (生徒指導主事)

いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	いじめ防止対策委員会 生徒指導主事	・いじめ防止対策等基本方針の検討 ・関係機関担当者の把握
5	全職員 全校	・生徒指導研修会「生徒の情報交換会」 ・生活アンケート・いじめアンケート①実施
6	外部講師 担任 全職員	・道徳の中でいじめに関する内容全校実施 ・生活アンケート集計と対策、対応 (生徒協議会にて生徒作成項目の追加検討) ・教育相談の実施
7	いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会	・夏季休業前までの取組の反省と今後 ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」
8	全職員 全職員	・職員研修「いじめについて」「クラス・学年の様子」 ・「命を考える日」での道徳の授業実践
9	生徒指導・特別活動	・行事による人間関係の気づき(いじめ、仲間はずれの早期発見)
10	生徒指導部 担任 全職員	・いじめ対策強化月間(いじめゼロ集会等) ・三者(二者)面談前にいじめアンケート②実施 ・教育相談の実施(3年)・三者面談(1・2年)
11	生徒指導部 全職員	・アンケート集計と対策、対応 ・教育相談の実施
12	いじめ防止対策委員会 担任 全職員	・冬季休業前までの取組の反省と今後 ・三者(二者)面談前にいじめアンケート③実施 ・教育相談の実施(1、2年)・三者面談(3年)
1	全職員 教務主任 生徒指導主事	・職員研修会「冬休み後の情報交換会」 ・学校評価 ・入学説明会(学校いじめ基本方針の説明・相談箱や相談機関紹介)
2	いじめ防止対策委員会 担任	・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正 ・いじめアンケート④実施
3	担任	・次年度への引き継ぎ
定期的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・常設の教育相談 ・心の健康タイム(月2回) ・道徳教育の充実(年度当初にいじめに関する内容の実施) ・生徒の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い(生徒会・学級活動) ・生徒指導部会での情報交換・集約(日々の生活→コミュニケーションノートの内容の報告) ・職員会議で生徒についての情報交換 ・月例報告(問題行動・不登校・いじめ) 	

別紙3 関係機関と相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
三島市警察署(生活安全課)	055-981-0110
三島市役所子育て支援課	055-983-2712
三島市青少年相談室	055-983-0886
東部児童相談所	055-920-2085

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-078-310
子どもの人権110番(法務省)	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談(三島市小・中学校)	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター 三島分室(三島警察署)	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話(東部健康福祉センター)	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー https://s-kantan.jp/pref-shizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList	
三島市青少年相談室 相談窓口(Web版) https://logoform.jp/form/pqff/72754	